

諸外国の金融所得課税の
動向に関する調査研究

2019年3月29日

PwC 税理士法人

目次

I. アメリカの金融所得課税に関する調査報告.....	4
II. イギリスの金融所得課税に関する調査報告	7
III. フランスの金融所得課税に関する調査報告.....	11
IV. ドイツの金融所得課税に関する調査報告.....	15
Appendix.....	19

調查報告

I. アメリカの金融所得課税に関する調査報告

本調査報告は、アメリカの連邦税のみを対象としたものであり、各州の税制については記載していません。

1. 個人所得税計算の仕組みおよび主な金融商品に対する課税関係(2019年3月末日時点)

アメリカにおける個人所得税計算の仕組みおよび主な金融商品に対する課税関係は、Appendix1-1 および 1-2 をご参照ください。

2. 非居住者および外国法人に対する主な金融商品の課税関係(2019年3月末日時点)

アメリカにおける非居住者および外国法人に対する主な金融商品の課税関係は、Appendix1-3 および 1-4 をご参照ください。

3. デリバティブ取引の課税関係(2019年3月末日現在)

アメリカにおける居住者たる個人に対するデリバティブ取引の課税関係は、Appendix1-5 をご参照ください。

4. 暗号資産取引の課税関係(2019年3月末日現在)

本調査報告は、暗号資産による取引(以下、「暗号資産取引」といいます、各国の暗号資産取引の課税関係についても同様)に関して、主として居住者たる個人の課税関係を整理したものです。

(1) 暗号資産の範囲および資産性

米国内国歳入庁(Internal Revenue Service、IRS)が2014年に発行したガイドランス¹(以下、IRS ガイドランス)によれば、IRSは暗号資産(virtual currency)について、交換の媒体、価値の計算単位および/または価値の貯蔵手段として機能する価値のデジタル表現と説明し、特に暗号資産のうち、実際の通貨と同等の価値を持ち、または、実際の通貨のように機能するコンバーチブル暗号資産(Bitcoinのような暗号資産)を議論の対象としています。

IRS ガイドランスでは、暗号資産は連邦税の課税上、資産(property)として取り扱われること、外国通貨のように為替差損益を生じ得る通貨としては取

¹ “Notice 2014-21”, published on 2014

<https://www.irs.gov/businesses/small-businesses-self-employed/virtual-currencies>

り扱われないこと、また、暗号資産を使用する取引については資産に適用される一般的な課税の原則が適用されることが明らかにされています。

(2) 暗号資産の態様による課税関係

暗号資産取引の態様に応じて、課税関係が異なります。

① 暗号資産を売却した場合

個人が保有する暗号資産を売却した場合、キャピタルゲイン/ロスが認識されます。ただし、商業的に顧客への販売を目的として暗号資産を保有していること等により、経常的に暗号資産の売却、交換による損益が生じている場合には、通常所得として課税されます。

② 暗号資産で商品を購入した場合

個人が暗号資産で商品を購入した場合、キャピタルゲイン/ロスが認識されます。ただし、商業的に顧客への販売を目的として暗号資産を保有していること等により、経常的に暗号資産の売却、交換による損益が生じている場合には、通常所得として課税されます。

③ 暗号資産の交換を行った場合

個人が暗号資産の交換を行った場合、キャピタルゲイン/ロスが認識されます。ただし、商業的に顧客への販売を目的として暗号資産を保有していること等により、経常的に暗号資産の売却、交換による損益が生じている場合には、通常所得として課税されます。

④ 暗号資産をマイニングにより取得した場合

個人がマイニングにより暗号資産を取得した場合、暗号資産の取得時の公正な価値が通常所得として課税されます。また、マイニングが個人によって行われた場合、マイニングにより生じた利益は、別途、社会保障税(Self-Employment tax)の課税対象となります。

(3) 暗号資産取引により生ずる所得の課税方法および税率等

暗号資産の公正な価値は、その暗号資産が公開され、交換レートが市場における需要と供給によって確立されている場合には、当該レートによって米ドル(または、継続的に適用される合理的な為替レートによって米ドルに換算が可能な外国通貨)に換算することによって決定されます。

また、暗号資産を取得するために要した対価はキャピタルゲインを計算する際の譲渡原価として考慮されます。

暗号資産の処分により生じたキャピタルゲイン/ロスは、通常所得として取り扱われるものを除き、その保有期間が一年を超えるか否かによって、短期、長期に分けられ、キャピタルロスについては損益通算の対象となります。

短期キャピタルロス(前年から繰り越された短期キャピタルロスを含みます)は、まず短期キャピタルゲインと相殺されます。その後、短期キャピタルゲインが残る場合には、当該金額は通常所得の税率で課税されます。短期キャピタルロスが残る場合には、次に長期キャピタルゲインと相殺され、なお短期キャピタルロスが残る場合、3,000ドルを上限として通常所得から控除されます。

長期キャピタルロス(前年から繰り越された長期キャピタルロスを含みます)は、まず長期キャピタルゲインと相殺されます。その後、長期キャピタルゲインが残る場合には、0-20%の税率により課税されます。長期キャピタルロスが残る場合には、次に短期キャピタルゲインと相殺され、なお長期キャピタルロスが残る場合には、3,000ドルを上限として通常所得から控除されます。

一方通常所得として取り扱われる場合には、10-37%の税率による総合課税の対象となります。

(4) 暗号資産取引により生ずる損失の相殺および繰越等

上述の通り、キャピタルロスとして取扱われるものは、キャピタルゲインと相殺することができ、年間 3,000ドルを上限として通常所得と相殺することができます。キャピタルロスは無期限の繰越しが認められています。

また、暗号資産に関する取引から生ずる損失のうち通常損失とされるものは、原則として、キャピタルゲインまたは通常所得と相殺をすることができます。なお損失が残る場合は、無期限の繰越しが認められ、将来の所得から控除することができます(所得の 80%を限度)。²

² 2017年以前の課税事業年度から繰り越された通常損失については、損失が生じた課税事業年度の2年前までの通常所得との相殺(繰戻し)または当該課税事業年度以後、20年の繰越しが認められています。

II. イギリスの金融所得課税に関する調査報告

1. 個人所得税計算の仕組みおよび主な金融商品に対する課税関係(2019年3月末日時点)

イギリスにおける個人所得税計算の仕組みおよび主な金融商品に対する課税関係は、Appendix2-1 および 2-2 をご参照ください。

2. 非居住者および外国法人に対する主な金融商品の課税関係(2019年3月末日時点)

イギリスにおける非居住者および外国法人に対する主な金融商品の課税関係は、Appendix2-3 および 2-4 をご参照ください。

3. デリバティブ取引の課税関係(2019年3月末日現在)

イギリスにおける居住者たる個人に対するデリバティブ取引の課税関係は、Appendix2-5 をご参照ください。

4. 暗号資産取引の課税関係(2019年3月末日現在)

本調査報告は、暗号資産取引に関して、主として居住者たる個人の課税関係を整理したものです。

- (1) 暗号資産の範囲および資産性

英国歳入関税庁(HM Revenue & Customs、HMRC)が2018年12月に発行したポリシーペーパー³(以下、HMRC ペーパー)によれば、HMRCは暗号資産(cryptoasset)の定義として、価値または契約上の権利を表象したデジタル表現で暗号化(cryptographically secured)されたもののうち、移転(transferred)され、保存(stored)され、かつ、電子的に流通(traded electronically)されるものと記載しており、また、全ての暗号資産は何らかの分散台帳技術(Distributed Ledger Technology)を採用しているとしています。

また、HMRCは、政府による暗号資産タスクフォースのレポート⁴を参照し、暗号資産は次の3種類に区分されるとしており、このうち Exchange token

³ “Cryptoassets for individuals”, published on December 19, 2018
<https://www.gov.uk/government/publications/tax-on-cryptoassets/cryptoassets-for-individuals>

⁴ “Cryptoassets Taskforce: final report”, published on July 30, 2018
updated on October 29, 2018
<https://www.gov.uk/government/publications/cryptoassets-taskforce>

(Bitcoinのような暗号通貨(cryptocurrency)を HMRC ペーパーにおける主な議論対象としています。

- ✓ Exchange token (支払手段として使用されることを意図したものであり、特定の資産やサービスへのアクセスを提供しないもの)
- ✓ Utility token (特定の資産やサービスへのアクセスを提供するものであり、通常、当該資産やサービスの提供者が発行するもの)
- ✓ Security token (事業から生ずる利子や分配に対する権利を提供するもの)

暗号資産の資産性に関して、HMRC は、HMRC ペーパーにおいて、暗号資産を通貨(currency or money)として取り扱わないとの見解を示しています。

キャピタルゲイン税の計算上、暗号資産は課税資産(chargeable assets)に該当するものとされます。

(2) 暗号資産の態様による課税関係

暗号資産取引の態様に応じて、課税関係が異なります。

① 暗号資産を売却した場合

個人が保有する暗号資産を売却した場合、事業所得または雑所得として取り扱われたい限り、キャピタルゲイン税の対象となります。

② 暗号資産で商品を購入した場合

個人が保有する暗号資産を用いて商品を購入した場合、事業所得または雑所得として取り扱われたい限り、キャピタルゲイン税の対象となります。

③ 暗号資産の交換を行った場合

個人が保有する暗号資産を他の暗号資産に交換した場合、事業所得または雑所得として取り扱われたい限り、キャピタルゲイン税の対象となります。

④ 暗号資産の贈与を行った場合

個人が保有する暗号資産を慈善団体等に贈与(一定のものに限る)をした場合、キャピタルゲイン税の対象とならず、特段の課税関係は生じません。

⑤ 暗号資産の分岐(fork)により新たな種類の暗号資産を取得した場合

暗号資産の分岐により、個人が新たな種類の暗号資産を無償で取得した場合、当該取得はキャピタルゲイン課税の対象とはなりません。

分岐前における暗号資産の取得原価は、既存暗号資産と新規暗号資産の取得原価として合理的な基準により按分されます。この点について、HMRC ペーパーは明確な按分基準を示さないとしています。

⑥ 暗号資産をマイニングにより取得した場合

マイニング活動がトレーディングに該当する場合には、マイニングにより得た利益は事業所得として総合課税されます。

一方、保有者の活動がトレーディングに該当しない場合には、受領時における暗号資産の価値から関連費用を控除した金額が雑所得 (miscellaneous income) として総合課税されます。

なお、マイニング報酬を受領する場合には、事業所得または雑所得として課税されます。

⑦ 暗号資産をエアードロップにより取得した場合

個人がエアードロップにより暗号資産を取得した場合、当該取得に対して取得者がいかなるリターンも提供しておらず、かつ、当該取得が事業や業務の一部を構成しないときは、特段の課税関係は生じません。

一方、サービスの対価としてまたはサービスを提供する期待の対価として暗号資産を取得している場合には、事業所得または雑所得として取り扱われます。

(3) 暗号資産取引により生ずる所得の課税方法および税率

通常、個人である保有者が暗号資産を処分する場合、譲渡対価から譲渡原価 (allowable cost) を控除してキャピタルゲインを認識し、キャピタルゲインのうち年間免税額 (2018/19 課税年度⁵11,700 ポンド、2019/20 課税年度 12,000 ポンド) を超える部分の金額につき、総所得金額に応じて 10% または 20% のキャピタルゲイン税 (申告分離) を課されます。

暗号資産を処分した場合、キャピタルゲインを計算する際の譲渡対価として処分時の価値をポンド建で計算する必要があります。

また、次の金額はキャピタルゲインを計算する際の譲渡原価として考慮されますが、マイニングに要した費用は譲渡原価として認められません⁶。

- ✓ 暗号資産を取得するために要した対価 (ポンド建)
- ✓ ブロックチェーンに記録されるための取引費用
- ✓ 購入者や供給業者に対する広告費用

⁵ 課税年度とは 4 月 6 日から翌年 4 月 5 日までの期間といい、たとえば 2018/19 課税年度とは 2018 年 4 月 6 日から 2019 年 4 月 5 日までの期間をいいます。

⁶ HMRC ペーパーによれば、マイニング費用は暗号資産の取得のみに要した費用ではないことから、キャピタルゲイン課税法 (Taxation of Capital Gains Act 1992) の要件を満たさないものとされています。

- ✓ 暗号資産の取得または売却に関する契約に要した専門家報酬
- ✓ キャピタルゲインまたはロスを計算するために要した鑑定費用など

キャピタルゲイン課税法上、取得されまたは処分された部分が特定できない課税資産(株式など)の譲渡原価は、移動平均法で計算されます。HMRC ペーパーによれば、暗号資産についても移動平均法の対象になります。

一方、個人である保有者が暗号資産のトレーディング事業またはトレーディング業務を行うものとされる場合には、キャピタルゲインではなく通常所得を認識し、総所得金額に応じて 20%、40%または 45%の税率による所得税(総合課税)を課されます。

なお、HMRC は、取引の頻度、組織化および洗練さの度合いなどからして、暗号資産の売買が事業として取り扱われるケースは例外的であり、通常はキャピタルゲイン税の対象になるとの見解を示しています。

(4) 暗号資産取引により生ずる損失の相殺および繰越等

事業所得の計算において損失が生じた場合には、当該損失は他の所得と相殺することができます。また、当該損失は繰越が認められ、将来の所得から控除することができます。

一方、雑所得の計算において損失が生じた場合には、当該損失は原則として雑所得のみと相殺することができます。なお、当該損失は繰越が認められ、将来の雑所得から控除することができます。

キャピタルゲイン税の計算においてキャピタルロスが生じた場合には、一定のキャピタルロスについては、無期限の繰越しが認められ、将来のキャピタルゲインからの控除が認められます。なお、関連者への譲渡により生じるキャピタルロスについては一定の制限が課されています。

III. フランスの金融所得課税に関する調査報告

1. 個人所得税計算の仕組みおよび主な金融商品に対する課税関係(2019年3月末日時点)

フランスにおける個人所得税計算の仕組みおよび主な金融商品に対する課税関係は、Appendix3-1 および 3-2 をご参照ください。

2. 非居住者および外国法人に対する主な金融商品の課税関係(2019年3月末日時点)

フランスにおける非居住者および外国法人に対する主な金融商品の課税関係は、Appendix3-3 および 3-4 をご参照ください。

3. デリバティブ取引の課税関係(2019年3月末日現在)

フランスにおける居住者たる個人に対するデリバティブ取引の課税関係は、Appendix3-5 をご参照ください。

4. 暗号資産取引の課税関係(2019年3月末日現在)

本調査報告は、暗号資産取引に関して、主として居住者たる個人の課税関係を整理したものです。フランスにおける暗号資産取引の課税関係は必ずしも明らかではありませんが、一定の税法規定が設けられています⁷。

- (1) 暗号資産の範囲および資産性

2018年4月の最高裁判決⁸によれば、暗号資産の性質は無形動産(intangible movable property)とされます。

また、フランス一般税法典⁹において電子資産(actifs numériques)の定義として、銀行や政府機関により発行ないし保証されていない電子的な価値の表象であり、法的に通貨として取り扱われていないものの自然人によって交換手段として受容されており、電子的に移転、貯蔵ないし交換されるものはこれに含まれるとしています。

⁷ 2018年4月の国務院(Council d'état)の決議を受けて、暗号資産を処分した際の課税関係に関して、行政解釈(Doctrine Administrative)に部分的な修正が加えられており、実務上の参考とされています。

⁸ CE, 26/04/2018, n. 417809

⁹ French tax code, Article 150 VH bis,

明確な規定は設けられていないものの、暗号資産に関して為替差損益ないし評価損益の認識は不要と考えられています。

(2) 暗号資産の態様による課税関係

暗号資産取引の態様に応じて、課税関係が異なります。

① 暗号資産を売却した場合

2019年1月以降、個人が非経常的な(non-regular)取引として暗号資産を売却した場合には、キャピタルゲインにつき12.8%の所得税と17.2%の社会保障税からなる30%の均一税率(Frat-tax rate, PFU)による課税がなされます。ただし、一年あたりの受領対価が305ユーロ以下の場合、キャピタルゲイン課税は免除されます。

一方、個人が経常的な(regular)取引として暗号資産を売却した場合には、事業所得として取り扱われ、最大45%の累進税率による所得税および17.2%の社会保障税が課されます。

なお、暗号資産取引が経常的な取引とされるか非経常的な取引とされるかについて明確な指針は示されておらず、ケースバイケースでの判断が必要になるものと考えられています。

② 暗号資産で商品を購入した場合

2019年1月以降、個人が非経常的な取引として暗号資産を用いて商品を購入した場合には、キャピタルゲインにつき12.8%の所得税と17.2%の社会保障税からなる30%の均一税率(Frat-tax rate, PFU)による課税がなされます¹⁰。ただし、一年あたりの受領対価が305ユーロ以下の場合、キャピタルゲイン課税は免除されます。

一方、個人が経常的な取引として暗号資産で商品を購入した場合には、①と同様に、事業所得として最大45%の累進税率による所得税および17.2%の社会保障税が課されるものと考えられます。

③ 暗号資産の交換を行った場合

一般租税法の規定¹¹により、非経常的な取引とされる暗号資産の交換はキャピタルゲイン課税の対象とされません。結果として、個人が暗号資産の交換を行った場合、売却や使用の時点まで課税が繰り延べられるものと考えられます。

¹⁰ PFU税制は2018年1月1日から導入されていますが、French tax code, Article 150 VHに規定する暗号資産の非経常的な譲渡に関しては2019年1月1日から適用されています。

¹¹ French tax code, Article 150 VH bis, II, B

④ 暗号資産の分岐により暗号資産を取得した場合

個人が暗号資産の分岐によって新たな暗号資産を取得した場合の取扱いについて明確な基準は示されていません。ただし、一般的には、暗号資産の交換と同様に、売却や使用の時点まで課税が繰り延べられるものと考えられています。

⑤ 暗号資産をマイニングにより取得した場合

個人がマイニングにより暗号資産を取得した場合、非商業所得として取り扱われ、売却時における売却対価から譲渡原価を控除して計算した所得に対して累進税率による課税がなされます。なお、マイニングにより取得した暗号資産の譲渡原価は原則としてゼロとして取り扱われるものと考えられます。

⑥ 暗号資産がデフォルトした場合

個人の保有する暗号資産がデフォルトした場合の取扱いについて明確な基準は示されていません。ただし、一般的な原則としては、滅失損はキャピタルロスとして当該年度のキャピタルゲインから控除されるものと考えられます。

(3) 暗号資産取引により生ずる所得の課税方法および税率

暗号資産の処分が非経常的な取引として取り扱われる場合、純キャピタルゲイン(キャピタルロス控除後のキャピタルゲイン)に対して30%の均一税率による源泉分離課税がなされます¹²。なお、年あたりの受領対価が一定額以下の場合、キャピタルゲイン課税は免除されます。

キャピタルゲインは売却対価から譲渡原価を控除して計算されます。また、譲渡原価は、取得価額の総合計に対して時価のうちに売却対価の占める割合を乗じて計算されます。

暗号資産の処分が経常的な取引として取り扱われる場合、14-45%の税率による所得税および17.2%の社会保障税が課されます(総合課税)。

(4) 暗号資産取引により生ずる損失の相殺および繰越等

暗号資産の処分が非経常的な取引として取り扱われる場合、キャピタルロスは、当該課税年度に生じた同種の(すなわち暗号資産の処分による)キャピタルゲインとのみ相殺されます。相殺後、キャピタルロスが残る場合には、当該残額については繰戻しと繰越しのいずれも認められません。

¹² 暗号資産の処分にかかるキャピタルゲインについては均一税率に代えて累進税率による総合課税を選択することは不可能。

暗号資産の処分が経常的な取引として取り扱われる場合、当該取引から生じたロスも、総合課税の対象となる各所得と相殺されます。相殺後の残額については前年への繰戻しおよび無期限の繰越しが認められます。

(5) 法人が暗号資産取引を行った場合の課税上の取扱い

法人が暗号資産取引を行う場合の課税上の取扱いについて明確な指針は示されていません。ただし、一般的には、法人の有する暗号資産は棚卸資産 (inventory elements) として取り扱われ、フランス一般税法典の規定¹³に基づき、事業年度末における評価損益を課税所得の計算上考慮する必要があるものと考えられています。

フランスの法人は課税所得につき原則として 33.33% (2019 年 1 月以降開始事業年度については 31.0%) の法人税を課されます。

なお、法人の課税所得の計算上生じた欠損については、前事業年度への繰戻しおよび無期限の繰越しが認められます。

(6) 暗号資産取引に関する付加価値税 (VAT) の取扱い

暗号資産取引は付加価値税の対象となりません。

(7) 暗号資産取引に関する源泉税の取扱い

原則として、暗号資産取引は源泉税の対象となりません。

(8) 暗号資産証拠金取引に関する取扱い

暗号資産証拠金取引に関する課税上の取扱いについて明確な規定ないし基準は示されていません。

¹³ French Tax Code Article 38-2,

IV. ドイツの金融所得課税に関する調査報告

1. 個人所得税計算の仕組みおよび主な金融商品に対する課税関係(2019年3月末日時点)

ドイツにおける個人所得税計算の仕組みおよび主な金融商品に対する課税関係は、Appendix4-1 および 4-2 をご参照ください。

2. 非居住者および外国法人に対する主な金融商品の課税関係(2019年3月末日時点)

ドイツにおける非居住者および外国法人に対する主な金融商品の課税関係は、Appendix4-3 および 4-4 をご参照ください。

3. デリバティブ取引の課税関係(2019年3月末日現在)

ドイツにおける居住者たる個人に対するデリバティブ取引の課税関係は、Appendix4-5 をご参照ください。

4. 暗号資産取引の課税関係(2019年3月末日現在)

本調査報告は、暗号資産取引に関して、主として居住者たる個人の課税関係を整理したものです。ドイツにおける暗号資産取引の課税関係は明らかではなく、特別な税法規定は設けられていません。

(1) 暗号資産の範囲および資産性

税務上、個人の保有する暗号資産は資産として取り扱われるものと考えられます。暗号資産の公正な価値は(取得時において)ユーロ建てで評価されるものと考えられます。

(2) 暗号資産の態様による課税関係

暗号資産取引の態様に応じて、課税関係が異なります。

① 暗号資産を売却した場合

個人が暗号資産を売却した場合、当該取引は、原則として、私的な投機的譲渡取引(private sale/speculative transaction)として取り扱われます。私的な投機的譲渡取引から生じたゲインまたはロスはその他所得(other income)として課税されます。

② 暗号資産で商品を購入した場合

個人が暗号資産で商品を購入した場合、当該取引は交換取引 (barter transaction) として取り扱われ、含み損益が実現します。

交換取引にかかる損益については、受領した商品またはサービスの市場価値から引き渡した暗号資産の譲渡原価を控除して計算されます。譲渡原価は先入先出法により計算されるものと考えられます。

③ 暗号資産の交換を行った場合

個人が暗号資産の交換を行った場合、当該交換は交換取引 (barter transaction) として取り扱われ、含み損益が実現します。

④ 暗号資産の分岐により暗号資産を取得した場合

個人が暗号資産の分岐によって新たな暗号資産を取得した場合の取扱いについて明確な基準は示されていません¹⁴。

⑤ 暗号資産をマイニングにより取得した場合

個人がマイニングにより暗号資産を受領した場合、マイニングが商業ベースで行われていない限り、当該受領は税務上の取得に該当しません。このため、個人が当該暗号資産を処分した場合、当該処分による所得がその他所得の定義に当てはまらないことから、結果として、課税は生じないものと考えられます。

なお、個人がエアードロップにより暗号資産を受領する場合も同様と考えられます。

(3) 暗号資産取引により生ずる所得の課税方法および税率

原則として、個人が暗号資産を処分する場合、処分によるゲインは私的な投機的譲渡取引にかかるその他所得として総合課税 (ただし損失の相殺については一定の制限あり) されます¹⁵。しかしながら、個人が暗号資産を 10 年以上保有していた場合には、当該譲渡は課税対象となりません。また、保有期間が 10 年未満の場合においても、年間の総ゲインが 600 ユーロ以下の場合には免税とされます。

なお、個人が暗号資産を保有する場合、暗号資産は時価評価課税の対象とはなりません。

¹⁴ 多くの税務専門家は暗号資産の分岐を株式の分割と同様に取り扱い、一定の要件を満たす場合には、課税関係を生じさせないものとするべきとしています。

¹⁵ 暗号資産が証券型 (security token) とされる場合には、キャピタルゲイン課税の対象となる可能性があります。

(4) 暗号資産取引により生ずる損失の相殺および繰越等

私的な投機的譲渡取引からロスが生じる場合には、当該ロスは同一区分の所得のみと相殺されます。相殺後、ロスが残る場合には、当該残額については一年間の繰戻し(100万ユーロを限度)または無期限の繰越し(100万ユーロと適用年度における所得が100万ユーロを超える部分の60%相当額の合計額を限度)が認められ、同一区分の所得とのみ相殺が認められます。

(5) 法人が暗号資産取引を行った場合の課税上の取扱い

法人が暗号資産取引を行う場合の課税上の取扱いについて明確な指針は示されていません。このため、ケースバイケースでの判断が必要になると考えられますが、法人の保有する暗号資産については、商品や製品ないし債権等として取り扱われる可能性があるものと考えられています。

法人が暗号資産取引を行うことにより生じるゲインまたはロスは課税所得の計算に含まれるものと考えられます。

法人は課税所得につき15.825%の法人税(15%の法人税およびその5.5%の連帯付加税)および各地方の税率による営業税(trade tax)を課されます。なお、法人の課税所得の計算上生じた欠損については、一年間の繰戻し(100万ユーロを限度)または無期限の繰越し(100万ユーロと適用年度における所得が100万ユーロを超える部分の60%相当額の合計額を限度)が認められます。

(6) 暗号資産取引に関する付加価値税(VAT)の取扱い

2018年2月27日付の財務省(Federal Ministry of Finance)通知¹⁶によれば、原則として、暗号資産取引はVATの対象となりません¹⁷。

(7) 暗号資産取引に関する源泉税の取扱い

原則として、暗号資産取引は源泉税の対象となりません。ただし、暗号資産の使用が総合的な利用権の行使(comprehensive exploitation of rights of use)とされる場合、手数料につき15%の源泉税が課される可能性があります。

(8) 暗号資産証拠金取引に関する取扱い

暗号資産証拠金取引に関する課税上の取扱いについて明確な規定ないし基準は示されていません。

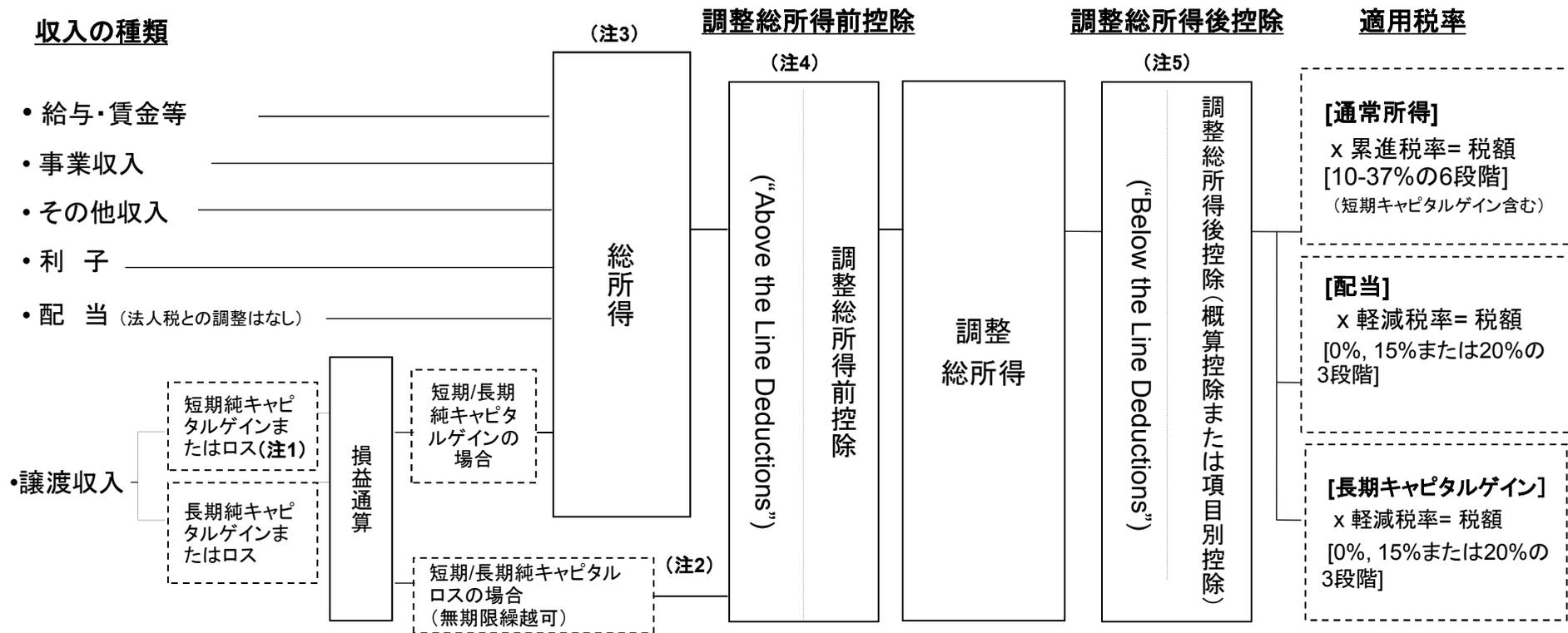
¹⁶ VAT treatment of Bitcoin and other so-called virtual currencies, 2018/0163969

¹⁷ 仮想通貨ウォレットのサービスプロバイダーに対する料金については、ドイツで実施されるその他の電子サービス(other services provided electronically)に該当する場合にVATの対象になると考えられます。また、トレーディングプラットフォーム自体はVATの対象になると考えられます。

なお、暗号資産証拠金取引がデリバティブ取引とされる場合には、デリバティブ取引の課税関係が適用される可能性があります。

Appendix

<Appendix 1-1> アメリカの個人所得税(連邦税)計算の仕組み(イメージ) 2019年3月現在



注1: キャピタルゲインおよびロスは長期と短期に分類される。売却等されるまでに1年超保有されていた資産に係るものは長期に、1年以内保有されていた資産に係るものは短期に分類される。短期キャピタルゲインまたはロス、長期キャピタルゲインまたはロスがそれぞれ相殺(通算)される。それぞれ短期、長期の純キャピタルゲインまたはロスを計算した後、さらに純短期キャピタルゲインまたはロスと純長期キャピタルゲインまたはロスが相殺(通算)される。短期キャピタルゲインが残る場合には、その他収入と合算され、通常所得のブラケットに応じた税率が適用され、長期キャピタルゲインが残る場合には軽減税率が適用される。

注2: キャピタルゲインおよびロス相殺後の短期純キャピタルロスまたは長期純キャピタルロスは年間3,000ドル(夫婦別々で申告する場合には1,500ドル)を上限として総所得から控除することが可能。短期のロスは長期のロスに優先して控除され、ロスが全て控除できない場合には、当該未使用キャピタルロスは繰り越される。

注3: 原則として、全ての源泉より生じる所得は、法律上別段の定めがある場合を除き、総所得金額に含まれる(所得区分なし)。

注4: 調整総所得前控除は、転勤費用、自営業者税の50%部分、自営業者の健康保険料、離婚扶助手当、一定の教育費、個人退職金勘定(IRA)への掛金等が含まれる。

注5: 調整総所得後控除は、医療・歯科治療費、税金、住宅金利、投資利子、寄付、傷害および窃盗による損失、使用者より払戻されない被用者の経費、確定申告書作成費用、一定の投資関連費用が含まれる(一定の限度があり)。

<Appendix 1-2>

アメリカにおける主な金融商品に対する課税関係(概要)^(注1)

(2019年3月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利息 [通常所得として10~37%の6段階で総合課税]	-	-
	公社債	利息 [通常所得として10~37%の6段階で総合課税] 発行差金(OID) ^(注2) [通常所得として10~37%の6段階で総合課税]		
	株式	その他通常の配当 [通常所得として10~37%の6段階で総合課税] 適格配当 [0%、15%または20%の3段階で総合課税(各個人により適用される税率が異なる)]		
投資信託等	一定の証券投資信託 (RIC:規制投資会社)	分配金の源泉別に課税。主なものとして、 配当の分配 [0%、15%または20%の3段階で総合課税(各個人により適用される税率が異なる)] 長期キャピタルゲインの分配 [0%、15%または20%の3段階で総合課税(各個人により適用される税率が異なる)] その他通常の分配(利子等) [10~37%の6段階で総合課税] 非課税利子の分配 [非課税]	売却・解約・償還による実現額と調整投資基準額 ^(注3) の差額は、プラスの場合、原則として、 短期(1年以下保有)キャピタルゲイン [通常所得として10~37%の6段階で総合課税] 長期(1年超保有)キャピタルゲイン [0%、15%または20%の3段階で総合課税(各個人により適用される税率が異なる)]	売却・解約・償還による実現額と調整投資基準額 ^(注3) の差額は、マイナスの場合、原則として、 キャピタルロスとしてキャピタルゲインと損益通算し、純キャピタルロスが生じた場合は、夫婦共同申告の場合で年間3,000ドルまで、他の通常所得(給与、利子、配当等)との通算が認められる(無期限の繰越し可)
	REIT (不動産投資信託)	分配金の源泉別に課税。主なものとして、 配当の分配 [0%、15%または20%の3段階で総合課税(各個人により適用される税率が異なる)] 長期キャピタルゲインの分配 [0%、15%または20%の3段階で総合課税(各個人により適用される税率が異なる)] その他通常の分配(不動産賃貸料等) [10~37%の6段階で総合課税]		

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述している。なお、上記課税関係は、連邦所得税のみを記述したものであり、殆どの州および一部の市において、別途、個人所得税が課されることにも留意。

(注2) 発行差金(OID:Original Issue Discount)とは、原則として、発行価格と満期時における表示償還価額との差額をいう。

(注3) 調整投資基準額(adjusted basis)とは、購入費用、改良費、リーガルフィー、売却コストおよび減価償却費等の様々な税に係る項目を調整した後の資産の取得価額をいう。

<Appendix 1-3>

アメリカにおける主な金融商品に対する非居住者の課税関係(概要)^(注1)

(2019年3月現在)

米国源泉		所得の種類	課税関係(注2)
預貯金	普通預金	銀行預金利子	非課税
公社債		債券利子	非課税 (Portfolio Interest Exemption)
		発行差金(注3)	非課税 (Portfolio Interest Exemption)
		ローン利子	非課税 (Portfolio Interest Exemption)
株式		配当	30%または租税条約による軽減税率
投資信託等	一定の証券投資信託 (RIC:規制投資会社)	配当	30%または租税条約による軽減税率
		短期キャピタルゲイン	30%または租税条約による軽減税率
		長期キャピタルゲイン	非課税
	REIT (不動産投資信託)	配当	30%または租税条約による軽減税率
		キャピタルゲインの分配	35%
		資本の払戻し	非課税
売却/償還		総手取額/取得価額	非課税

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、所得の源泉、納税者の居住地の税務管轄等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。なお、上記課税関係は、連邦所得税のみを記述したものであり、殆どの州および一部の市において、別途、個人所得税が課されることにも留意。

(注2) 受益者が有効なForm W-8を支払者に提出済みであることを前提とする。提出済みでない場合は、全所得に対して30%の課税。

(注3) 発行差金(OID:Original Issue Discount)とは、原則として、発行価格と満期時における表示償還価格との差額をさす。

<Appendix 1-4>

アメリカにおける主な金融商品に対する外国法人の課税関係(概要)^(注1)

(2019年3月現在)

米国源泉		所得の種類	課税関係(注2)
預貯金	普通預金	銀行預金利子	非課税
公社債		債券利子	非課税(Portfolio Interest Exemption)
		発行差金(注3)	非課税(Portfolio Interest Exemption)
		ローン利子	非課税(Portfolio Interest Exemption)(注4)
株式		配当	30%または租税条約による軽減税率
投資信託等	一定の証券投資信託 (RIC:規制投資会社)	配当	30%または租税条約による軽減税率
		短期キャピタルゲイン	30%または租税条約による軽減税率
		長期キャピタルゲイン	非課税
	REIT (不動産投資信託)	配当	30%または租税条約による軽減税率
		キャピタルゲインの分配	35%
		資本の払戻し	非課税
売却/償還		総手取額/取得価額	非課税

- (注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、所得の源泉、納税者の居住地の税務管轄等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。なお、上記課税関係は、連邦所得税のみを記述したものであり、殆どの州および一部の市において、別途、個人所得税が課されることにも留意。
- (注2) 受益者が有効なForm W-8を支払者に提出済みであることを前提とする。提出済みでない場合は、利子・配当に対して30%の課税。ただし売却に係る総手取額、銀行預金利子、長期キャピタルゲイン、資本の払戻しは除く。
- (注3) 発行差金(OID:Original Issue Discount)とは、原則として、発行価格と満期時における表示償還価格との差額をさす。
- (注4) 銀行に支払うローン利子には、Portfolio Interest Exemptionは適用されない。銀行に支払う場合、30%または租税条約による軽減税率が適用される。

<Appendix 1-5>

アメリカにおけるデリバティブの課税関係(概要)^(注1)

(2019年3月現在)

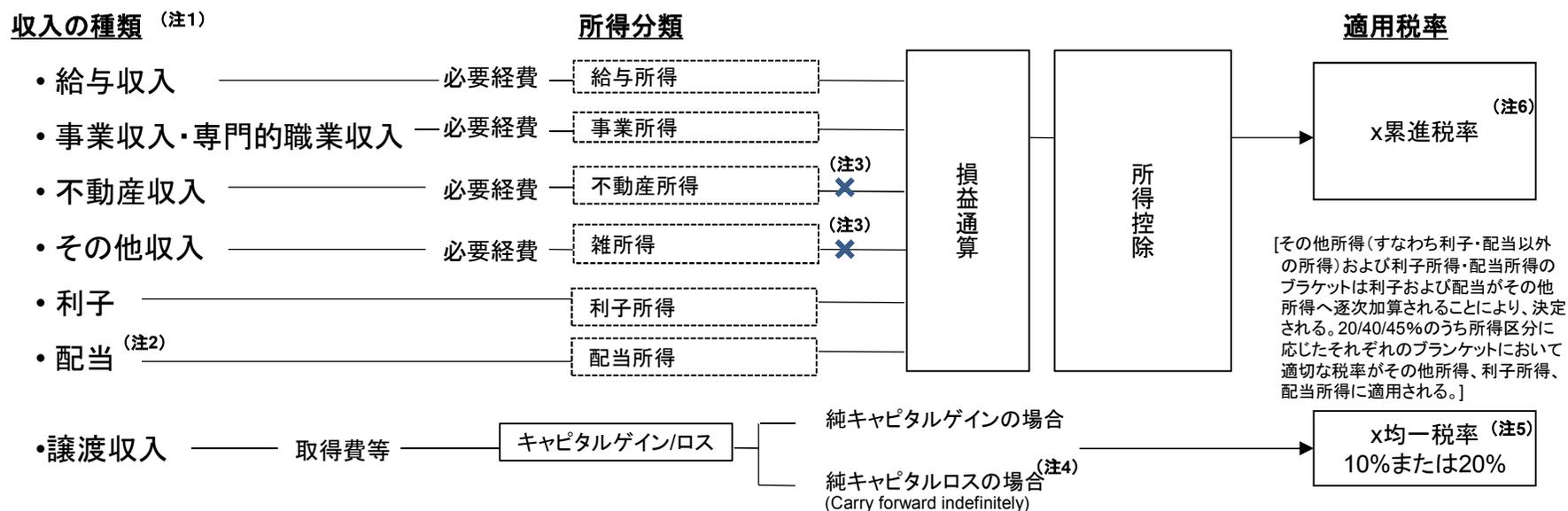
	課税関係
所得分類	
株式先物、インデックス先物、株式先渡、株式オプション、CFD取引、金利先物、カバードワラント、商品先物、商品先渡	(Section 1256 Contract(注2)とされる場合) 60%が長期キャピタルゲイン/ロスとして課税、40%が短期キャピタルゲイン/ロス (Section 1256 Contractとならない場合) 対象となる資産の性質に応じて、長期キャピタルゲインまたは長期キャピタルゲインとして課税 (ヘッジ手段として保有する場合または販売業者が棚卸資産として保有するデリバティブ取引の場合) 通常所得または通常損失として課税
FX取引	一般的に通常所得または通常損失として課税
損失の相殺および繰越等	
通常損失	原則、キャピタルゲインまたは通常所得と相殺 相殺後の残額は無期限の繰越可
長期キャピタルロス	①長期キャピタルゲイン、②短期キャピタルゲイン、③(3,000ドルを限度として)通常所得、の順で相殺 相殺後の残額は無期限の繰越可
短期キャピタルロス	①短期キャピタルゲイン、②長期キャピタルゲイン、③(3,000ドルを限度として)通常所得、の順で相殺 相殺後の残額は無期限の繰越可
課税方法(税率等)	
通常所得	10-37%までの税率で課税
長期キャピタルゲイン	0%、15%または20%の税率で課税
短期キャピタルゲイン	通常所得の税率で課税

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、所得の源泉、納税者の居住地の税務管轄等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。なお、上記課税関係は、連邦所得税のみを記述したものであり、殆どの州および一部の市において、別途、個人所得税が課されることにも留意。

(注2) Section 1256 Contractとは、次のものをいう。

規制先物契約(regulated futures contract)
 外国為替契約(foreign currency contract)
 非株式オプション(nonequity option)
 デイラー株式オプション(dealer equity option)
 デイラー証券先物契約(dealer securities futures contract)

<Appendix 2-1> イギリスの個人所得税およびキャピタルゲイン税計算の仕組み 2019年3月現在



- 注1: 個人の「所得」については、所得税が課され、個人の「譲渡益(キャピタルゲイン)」にはキャピタルゲイン税が課される。
- 注2: 株式の配当については、年間2,000ポンドの配当控除(2018年4月以前は年間5,000ポンド)までの金額は課税されない。
- 注3: 不動産所得および雑所得に損失が生じた場合、その損失を他の所得と損益通算することは基本的に認められない。
- 注4: 当期の全てのキャピタルゲインとキャピタルロスおよび前期から繰り越されたキャピタルロスを通算し、なおキャピタルロスが残る場合は、翌期以降のキャピタルゲインと無期限に通算することができる。
- 注5: キャピタルゲインは年間免税額(2018/19課税年度においては11,700ポンド、2019/20課税年度においては12,000ポンド)を超えない場合は免税。個人のその年の課税所得により、キャピタルゲインのうち免税額の超過額に対する税率は異なる。課税所得にキャピタルゲインを加算した額がHigher rateとBasic rateのブラケットを区分する額(2018/19課税年度においては34,500ポンド、2019/20課税年度においては37,500ポンド)を超過しない場合、税率は10%。超過する場合、超過額に対する税率は20%。
- 注6: 利子・配当以外の所得の額に利子所得および配当所得の額を順次積み上げた結果、それぞれの属するブラケットが定められる。その後、各ブラケットに属する利子・配当以外の所得、利子所得、配当所得にそれぞれの所得等の区分に応じた以下の税率を適用。

課税所得(ポンド)	税率	利子・配当以外の所得	利子所得	配当所得
~5,000*		0%	0%	0%
5,001 ~34,500	Basic rate	20%	20%	7.5%
34,501~150,000	Higher rate	40%	40%	32.5%
150,001~	Additional rate	45%	45%	38.1%

* 課税最低限度額(基礎控除額)11,850ポンドは100,000ポンドを超過する(控除前)所得については、2ポンド増加する毎に1ポンドが減額される。したがって、所得が123,700ポンドを超えた場合、課税最低限度額(基礎控除額)はゼロとなる(23,700ポンド÷2ポンド= 11,850ポンド)。

<Appendix 2-2>

イギリスにおける主な金融商品に対する課税関係(概要)^(注1)

2019年3月現在

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子所得 [20%源泉徴収] [20%, 40%または45%の3段階で総合課税]	-	-
公社債 (適格公社債)	利付債	利子所得 [20%源泉徴収] [20%, 40%または45%の3段階で総合課税]	原則、非課税(注4)	ないとみなす
	ゼロクーポン債(注2)	-	割引額(利子所得) [20%, 40%または45%の3段階で総合課税]	ないとみなす
株式		配当所得(注3) [7.5%, 32.5%または38.1%の3段階で総合課税]	キャピタルゲイン(注5) [10%または20%で一律課税、年間非課税枠は2018/19課税年度においては11,700ポンド、2019/20課税年度においては12,000ポンド]	キャピタルロス [キャピタルゲインとのみ通算が認められる(無期限繰越し可)]
投資信託 (適格投資信託)	配当として分配が行われる場合	配当所得(注3) [7.5%, 32.5%または38.1%の3段階で総合課税]	キャピタルゲイン(注5) [10%または20%で一律課税、年間非課税枠は年間非課税枠は2018/19課税年度においては11,700ポンド、2019/20課税年度においては12,000ポンド]	キャピタルロス [キャピタルゲインとのみ通算が認められる(無期限繰越し可)]
	利子として分配が行われる場合	利子所得 [20%源泉徴収] [20%, 40%または45%の3段階で総合課税]		

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。個人の所得は所得税(通常20%, 40%または45%)の対象となり、個人の譲渡益はキャピタルゲイン税の対象となる。

(注2) ゼロクーポン債の換金段階では、割引額(discount)に対して所得税が課税される(キャピタルゲイン税は非課税とされている)。

(注3) 株式の配当(投資信託の配当の分配)については、年間2,000ポンドの配当控除(2018年4月以前は年間5,000ポンド)までの金額は課税されない。適用税率はBasic rateが適用される納税者の場合は7.5%、Higher rateが適用される納税者の場合は32.5%、Additional rateが適用される納税者の場合は38.1%となる。

(注4) Accrued Income Schemeでは、売却に伴う経過利息収入に対して課税を行う場合がある。

(注5) キャピタルゲインは年間免税額(2018/19課税年度においては11,700ポンド、2019/20課税年度においては12,000ポンド)を超えない場合は免税とされる。課税所得にキャピタルゲインを加算した額がHigher rateが適用される金額(2018/19課税年度においては34,500ポンド、2019/20課税年度においては37,500ポンド)を超過しない場合、税率は10%とされる。超過する場合、超過額に対する税率は20%とされる。

(注6) 2016年4月6日以降、英国居住用資産またはキャリアードインタレストにかかるキャピタルゲインは、Higher rate(28%)またはBasic rate(18%)が適用される。

<Appendix 2-3>

イギリスにおける主な金融商品に対する非居住者の課税関係(概要)

2019年3月現在

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)(注1)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [20%源泉徴収、ただし非居住者であることを証明された場合には非課税]	-	-
公社債 (適格公社債)	利付債	利子 [20%源泉徴収](注2)	-	-
	ゼロクーポン債	-	-	-
株式(注3)		-	課税期間中に非居住者となった場合、イギリス出国時に売却を行ったとしても、当該非居住者は一律10%/20%でキャピタルゲイン税が課されるが、出国以前の7年間のうちの4年間、居住者に該当する場合は非課税とされる可能性あり。(注4)	-
投資信託 (適格投資信託)	配当として分配が行われる場合 (注3)	-	課税期間中に非居住者となった場合、イギリス出国時に売却を行ったとしても、当該非居住者は一律10%/20%でキャピタルゲイン税が課されるが、出国以前の7年間のうちの4年間、居住者に該当する場合は非課税とされる可能性あり。(注4)	-
	利子として分配が行われる場合	利子 [20%源泉徴収、ただし非居住者であることを証明された場合には非課税]		

(注1) 非居住者である場合、社債の利子に対する源泉徴収(注2参照)および出国した年に生じたキャピタルゲインを除き、金融商品から生じる所得については、原則として非課税とされる。

(注2) 原則として、利子は源泉徴収により課税されるが、個人の居住地国によっては租税条約による減免が適用される場合がある。また、英国国債またはユーロボンドからの利子は、非課税とされる。

(注3) 配当は、非課税とされる。

(注4) キャピタルゲインは年間免税額(2018/19課税年度においては11,700ポンド、2019/20課税年度においては12,000ポンド)を超えない場合は免税とされる。課税所得にキャピタルゲインを加算した額がHigher rateが適用される金額(2018/19課税年度においては34,500ポンド、2019/20課税年度においては37,500ポンド)を超過しない場合、税率は10%とされる。超過する場合、超過額に対する税率は20%とされる。

(注5) 2019年4月以降、非居住者の英国資産(UK property)または英国資産化体外国法人株式(shares in 'property rich' non UK companies)の譲渡についてもキャピタルゲイン税の対象となる予定。

<Appendix 2-4>

イギリスにおける主な金融商品に対する外国法人の課税関係(概要)

2019年3月現在

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)(注1)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [20%源泉徴収、ただし外国法人であることを証明された場合には非課税]	-	-
公社債 (適格公社債)	利付債	利子 [20%源泉徴収](注2)	-	-
	ゼロクーポン債	-	-	-
株式(注3)		-	-	-
投資信託 (適格投資信託)	配当として分配が行われる場合 (注3)	-	-	-
	利子として分配が行われる場合	利子 [20%源泉徴収、ただし外国法人であることを証明された場合には非課税]	-	-

(注1) 外国法人である場合、公社債の利子に対する源泉徴収(注2参照)を除き、金融商品からの所得については、原則として非課税とされる。

(注2) 原則として、利子は源泉徴収により課税されるが、居住地国によっては租税条約による減免が適用される場合がある。また、英国国債またはユーロボンドからの利子は、非課税とされる。

(注3) 配当は非課税とされる。

<Appendix 2-5>

イギリスにおけるデリバティブの課税関係(概要)^(注1)

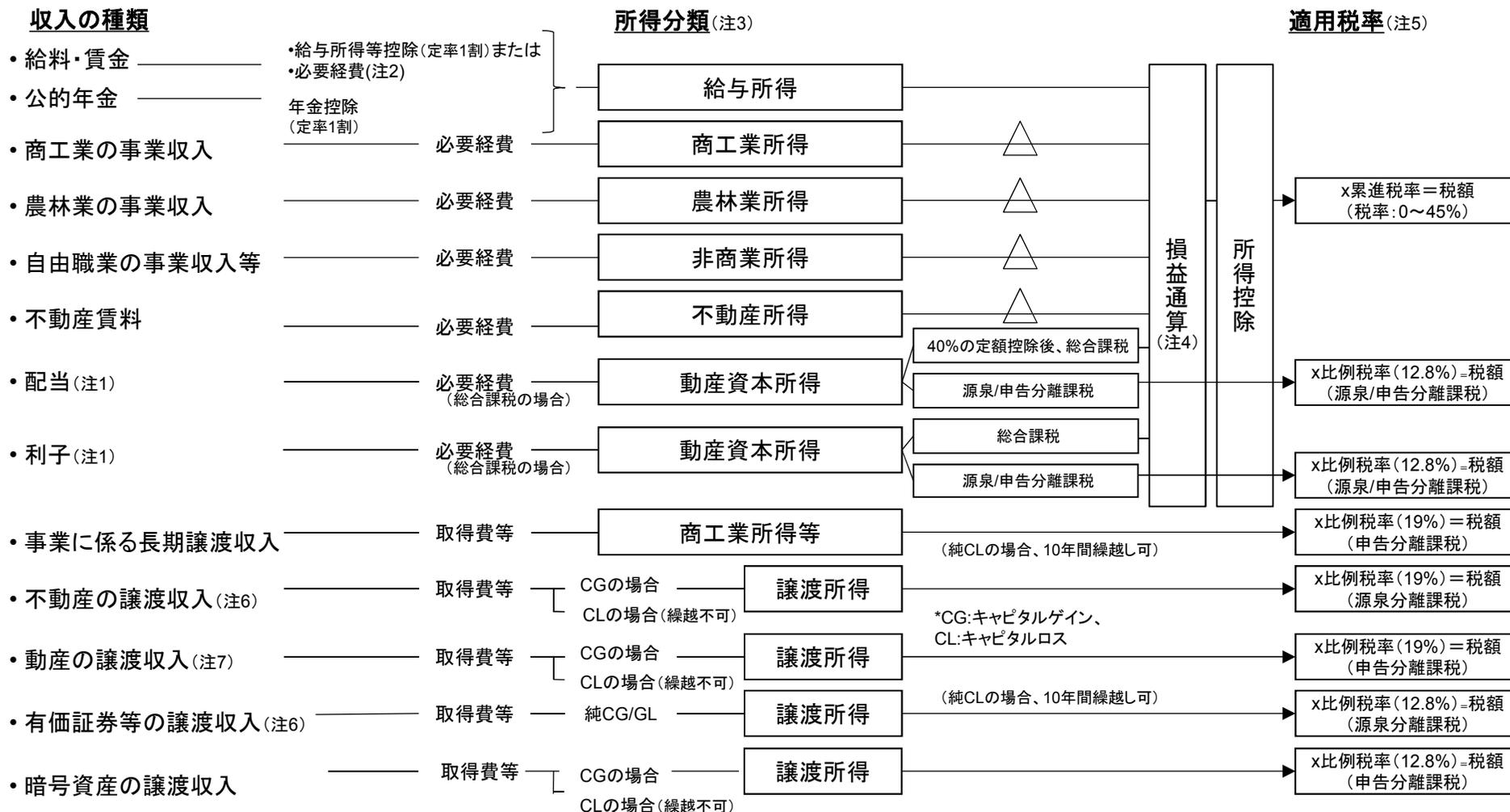
(2019年3月現在)

	課税関係
所得分類	
株式先物、インデックス先物、株式先渡、株式オプション、CFD取引、金利先物、カバードワラント、商品先物、商品先渡、FX取引	(個人が事業として行う場合) 通常所得(事業所得)として総合課税 (上記以外の場合) キャピタルゲインとして申告分離課税
損失の相殺および繰越等	
通常損失	通常所得と相殺 相殺後の残額は3年前までの繰戻しまたは(無制限の)繰越し可
キャピタルロス	キャピタルゲインと相殺※通常所得との相殺は不可 相殺後の残額は無制限の繰越し可
課税方法(税率等)	
通常所得	(総所得金額に応じ)20%、40%または45%の税率で総合課税
キャピタルゲイン	年間免税額(10,100ポンド)を超える部分につき10%または20%の税率で申告分離課税

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、所得の源泉、納税者の居住地の税務管轄等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

<Appendix 3-1> フランスの個人所得税計算の仕組み(イメージ)

2019年3月現在



注1: 2018年1月1日以降、投資所得(Investment income)については12.8%の所得税(および17.2%の社会保障関連諸税)による比例税率課税(PFU)の対象となる。投資所得には、利子、分配、配当、役員報酬およびこれに類する所得が含まれる。なお、納税者は比例税率による課税にかえて、累進税率による課税を選択することも可能。その場合、配当所得については、配当総額40%の控除あり。また、課税所得水準が一定以下の者は源泉徴収を受けずに申告分離課税を選択することが可能。

注2: 給料・賃金にかかる必要経費については、実費相当額、または、交通費や食費等の控除可能な経費に基づいて算定された額となる。

注3: 各種所得の金額の計算上、一定の特別控除額等の適用がある場合がある。また、不動産所得に損失が生じた場合、総収入に対して一定の金額(金利負担を除く)のみ通算が認められる。

注4: 事業から生じた損失、すなわち商工業所得、農林業所得および非商業所得に損失が生じた場合、総合課税される他の所得との損益通算は一定の条件の下で認められる。不動産所得から生じた損失は10年間の繰越が認められ、不動産所得とのみ通算できる。

注5: 社会保障関連諸税は上記の各税率に含まれていない。

注6: 不動産の譲渡所得と有価証券等の譲渡所得は、一定の場合に免税・軽減措置がある。2018年1月1日以降、有価証券の譲渡によるキャピタルゲインは12.8%(および17.2%の社会保障関連諸税)による比例税率の対象となる。このほか、所得水準に応じて、最大4%の追加税が課される可能性がある。なお、納税者は比例税率による課税にかえて、累進税率による課税を選択することも可能。不動産の譲渡によるキャピタルゲインは19%(および17.2%の社会保障関連諸税)により課税。

注7: 実務上は限定的に実施されている。

<Appendix 3-2>

フランスにおける主な金融商品に対する居住者の課税関係(概要)^(注1)

2019年3月現在

(注2、3)		保有段階	換金段階			
			売却		払戻し(解約・償還)	
			利益	損失	利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [12.8%源泉分離課税/申告分離課税または総合課税を選択]	-			
公社債	利付債	利子 [12.8%源泉分離課税/申告分離課税または総合課税を選択]			償還プレミアム [12.8%源泉分離課税の選択または総合課税]	負のプレミアム 償還された日の属する年度に支払われた利子とのみ通算が認められる
	ゼロクーポン債	-				負のプレミアムが生じる場合、損失は通算されない
株式		配当 [12.8%源泉分離課税/申告分離課税または総合課税を選択]	キャピタルゲイン(注4) [12.8%源泉分離課税/総合課税]	キャピタルロス キャピタルゲインとのみ通算が認められる(10年間繰越可)	償還の一部はキャピタルゲインとして扱われ、残りは配当として扱われる	潜在的なキャピタルロス(売却の欄を参照)
投資信託	会社型投資信託(SICAV)および契約型投資信託(FCP)	SICAVまたはFCPからの分配金に対する課税関係は運用資産の性質やファンドが一定の要件(特にUCITか利子分離か(doing coupon split))を満たすか否かにより異なる			キャピタルゲイン(注4) [12.8%源泉分離課税/総合課税]	キャピタルロス キャピタルゲインとのみ通算が認められる(10年間繰越可)

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) 総合課税が適用される場合において、利子・配当・償還プレミアム等は、合算課税されるが、社会保障関連諸税(計17.2%)については、合算前の各所得に対して課せられる。

(注3) 上記の各税率に、社会保障関連諸税(計17.2%)は含まれていない。

(注4) 一定の要件を満たす場合、中小法人株式等に係る譲渡所得については軽減措置がある。

<Appendix 3-3>

フランスにおける主な金融商品に対する非居住者の課税関係(概要)^(注1)

2019年3月現在

(注2、3)		保有段階	換金段階			
			売却		払戻し(解約・償還)	
			利益	損失	利益	損失
預貯金	普通預金	<p>利子 [2010年3月以降:税金は課されない。ただし、非協力国または地域(Non Cooperative State or Territory "NCST")に所在する口座に支払われる利子は75%源泉課税]</p>				
公社債	利付債	<p>利子 [2010年3月以降:税金は課されない。ただし、NCSTに所在する口座に支払われる利子は75%源泉課税]</p>	<p>該当なし ただし、NCSTに所在する口座に支払われる売却額は75%源泉課税</p>		<p>利子 [2010年3月以降に受け取るもの:税金は課されない。ただし、NCSTに所在する口座に支払われる利子は75%源泉課税]</p>	<p>負のプレミアム 償還された日の属する年度に支払われた利子とのみ通算が認められる</p>
	ゼロクーポン債	-				-
	株式	<p>配当 [12.8%源泉徴収] ただし、NCSTに所在する口座に支払われる配当は75%源泉課税</p>			<p>償還の一部はキャピタルゲインとして扱われ、残りは配当として扱われる</p>	-
投資信託	会社型投資信託(SICAV)および契約型投資信託(FCP)	<p>一定の例外はあるが、会社型投資信託(SICAV)による分配金は配当金として課税: [25%源泉徴収(UEまたはEEAに居住する個人の場合18%源泉課税)] ただし、NCSTに所在する口座に支払われる配当は50%源泉課税]</p> <p>契約型投資信託(FCP)による分配金は、その源泉ごと区分し、それぞれの属性に基づいて課税関係が決定される。なお、FCPが分離(doing coupon split)要件を満たしていることを前提とする。</p> <p>・利子 [2010年3月以降に受け取るもの:税金は課されない。ただし、NCSTに所在する口座に支払われる利子は75%源泉課税]</p> <p>・配当 [12.8%源泉徴収。ただし、NCSTに所在する口座に支払われる配当は50%源泉課税]</p> <p>・フランスを源泉地としない所得 [源泉課税なし]</p>	<p>該当なし 19%源泉課税 NCSTに所在する口座に支払われる売却額は75%源泉課税</p>		<p>原則として該当なし NCSTに所在する口座に支払われる売却額は75%源泉課税</p>	-

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) 実務上は、上記の課税関係に加え、租税条約等を考慮する必要があることに留意。

(注3) 上記の課税関係は、不動産および不動産関連法人(すなわち、資産の大部分が不動産によって構成されている法人)の株式等に関連する特殊規定は含まれないことに留意。

(注4) 非居住者の金融所得に対して、社会保障関連諸税は課税されない。

(注5) NCSTはフランス財務省が毎年修正および公表するリスト上の国または地域をいう。2017年度においては、以下の国または地域がNCSTに該当する。
ブルネイ、グアテマラ、マーシャル諸島、ナウル、ニウエ、パナマ

<Appendix 3-4>

フランスにおける主な金融商品に対する外国法人の課税関係(概要)^(注1)

2019年3月現在

(注2、3)		保有段階	換金段階			
			売却		払戻し(解約・償還)	
			利益	損失	利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [2010年3月以降に受け取るもの:税金は課されない。ただし、NCSTIに所在する口座に支払われる利子は75%源泉課税]	-			
公社債	利付債	利子 [2010年3月以降に受け取るもの:税金は課されない。ただし、NCSTIに所在する口座に支払われる利子は75%源泉課税]	該当なし ただし、NCSTIに所在する口座に支払われる利子は75%の源泉税が課される		利子 [2010年3月以降に受け取るもの:税金は課されない。ただし、NCSTIで支払われる利子は75%源泉課税]	負のプレミアム 償還された日が属する年度に支払われた利子とのみ通算が認められる
	ゼロクーポン債	-			-	
株式		配当 [12.8%源泉徴収。ただし、NCSTIに所在する口座に支払われる配当は75%源泉課税]	該当なし		償還の一部はキャピタルゲインとして扱われ、残りは配当として扱われる	-
投資信託	会社型投資信託(SICAV)および 契約型投資信託(FCP)	一定の例外を除き、会社型投資信託(SICAV)による分配金は配当金として課税: [12.8%源泉徴収。ただし、NCSTIに所在する口座に支払われる配当は75%源泉課税] 契約型投資信託(FCP)による分配金は、その源泉ごと区分し、それぞれの属性に基づいて課税関係が決定される。なお、FCPが分離(doing coupon split)要件を満たしていることを前提とする。 ・利子 [2010年3月以降に受け取るもの:税金は課されない。ただし、NCSTIに所在する口座に支払われる利子は75%源泉課税] ・配当 [12.8%源泉徴収。ただし、NCSTIに所在する口座に支払われる配当は75%源泉課税] ・フランスを源泉地としない所得 [源泉課税なし]			NCSTIに所在する口座に支払われる売却額は75%源泉課税	原則として該当なし NCSTIに所在する口座に支払われる売却額は75%源泉課税

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) 実務上は、上記の課税関係に加え、租税条約等を考慮する必要があることに留意。

(注3) 上記の課税関係は、不動産および不動産関連法人(すなわち、資産の大部分が不動産によって構成されている法人)の株式等に関連する特殊規定は含まれないことに留意。

<Appendix 3-5>

フランスにおけるデリバティブの課税関係(概要)^(注1)

(2019年3月現在)

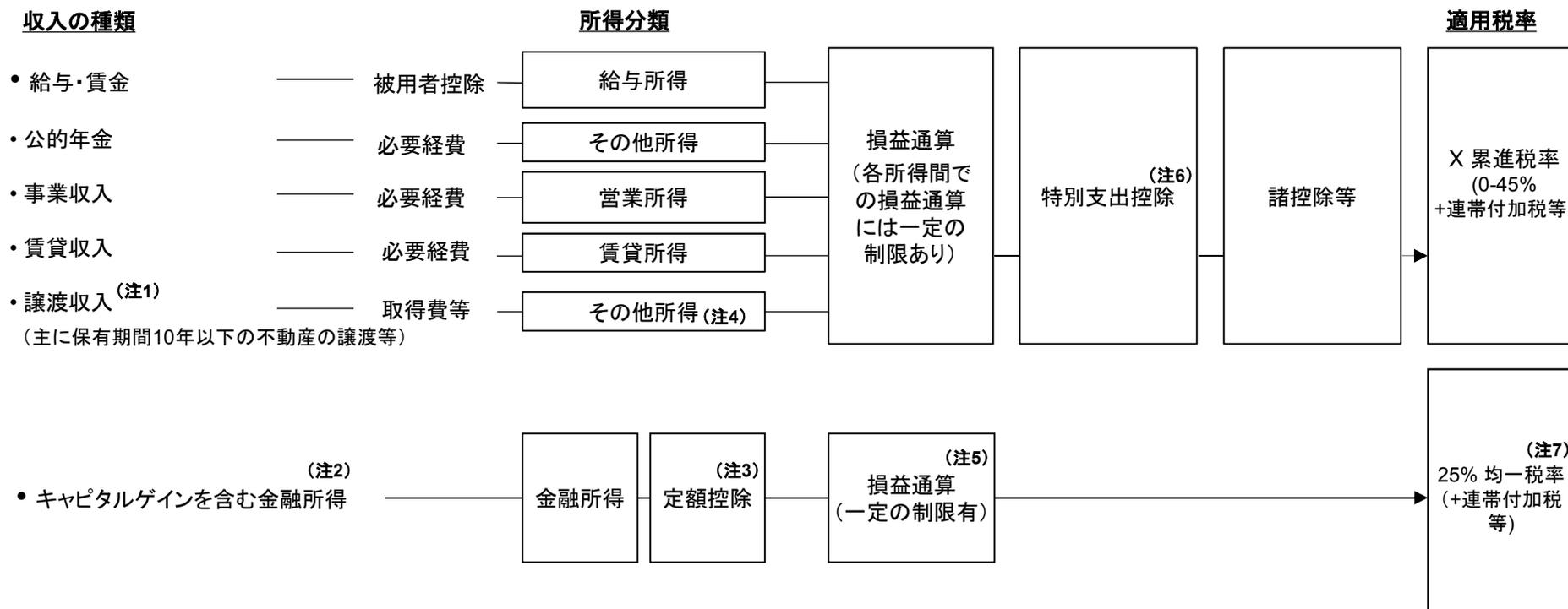
	課税関係
所得分類	
株式先物、インデックス先物、株式先渡、株式オプション、CFD取引、金利先物、カバードワラント、商品先物、商品先渡、	(国内のデリバティブ取引の場合) デリバティブ取引により生ずる所得 (国外のデリバティブ取引の場合) 国外で発行された株式から生ずる所得
損失の相殺および繰越等	
デリバティブ取引所得(注2)	有価証券等の譲渡所得と相殺 損失は10年間繰越可
その他所得	同様の取引から生ずる所得とのみ相殺 損失は6年間繰越可
課税方法(税率等)	
デリバティブ取引所得(注2)	12.8%の均一税率(このほか17.2%の社会保障関連諸税)で分離課税
その他所得	最大45%(このほか17.2%の社会保障関連諸税)の適用税率で総合課税

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、所得の源泉、納税者の居住地の税務管轄等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。また、デリバティブ取引対象が市場において譲渡することが困難であると判断される場合、異なる課税関係となる可能性がある点に留意。

(注2) デリバティブ取引所得は、Appendix 3-1における有価証券等の譲渡収入と合算の上されて課税される。しかし、デリバティブ取引についての課税所得の計算は特別な規定に基づき行われ、1ユーロから課税される(一定の金額を超過する金額について課税されることとなるキャピタルゲインとは異なる)。

<Appendix 4-1> ドイツの個人所得税計算の仕組み

2019年3月現在



- 注1:** 10年以下保有の不動産の譲渡等は、投機的売買とみなされ課税対象となります。有価証券の投機的売買(改正前においては譲渡収入に分類)は金融所得に含まれない。
- 注2:** 金融所得(例: 利子、配当、キャピタルゲイン)は、均一税率により課税。投資家が株式等発行人の発行済株式等の1%超を保有する場合には、株式の処分によるキャピタルゲインは当該投資家の個人所得税の税率(0-45%)により課税。
- 注3:** 実額に基づく控除は認められない。2009年1月1日以後、個別課税の場合には年間801ユーロ、夫婦合算申告の場合には1,602ユーロの定額控除が認められる。証券保管銀行は、金融所得が当該控除を上回るまで26.375%の源泉を行わない。
- 注4:** 投機的売買による譲渡損失がある場合には、投機的売買(金融所得に係るものを除きます)による譲渡益との間でのみ損益通算が認められる。
- 注5:** 原則として、金融所得間における損益通算は認められる(株式の処分による損失は株式の処分による利益のみと通算可)。原則として、損失は無期限の繰越しおよび一定の要件の下で同一課税期間内の繰戻しが認められる。
- 注6:** 社会保険料、生命保険料、税務相談料(一部)、研修費等については特別支出として概算または実額による控除が認められる。
- 注7:** 金融所得については、納税者に有利な場合、確定申告を行うことも認められる。

<Appendix 4-2>

ドイツにおける主な金融商品に対する課税関係(概要)^(注1、2)

2019年3月現在

(注5)		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益(注3)	損失(注3、4)
預貯金	普通預金	利子 25% 源泉税 + 1.375% 連帯付加税 = 26.375% (場合により、追加で教会税が課税)	-	-
公社債	利付債	利子 25% 源泉税 + 1.375% 連帯付加税 = 26.375% (場合により、追加で教会税が課税)	課税	その他の金融所得から控除
	ゼロクーポン債	-	利子とみなされる 25% 源泉税 + 1.375% 連帯付加税 = 26.375%	その他の金融所得から控除
株式		配当 25% 源泉税 + 1.375% 連帯付加税 = 26.375% (場合により、追加で教会税が課税)	課税	株式譲渡による金融所得からのみ控除
投資信託等		分配金は、その源泉ごとに分類 利子 25% 源泉税 + 1.375% 連帯付加税 = 26.375% (場合により、追加で教会税が課税)	課税	その他の金融所得から控除
		配当 25% 源泉税 + 1.375% 連帯付加税 = 26.375% (場合により、追加で教会税が課税)		株式譲渡による金融所得からのみ控除

(注1) 上記は、原則的あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得る点に留意。

(注2) 2009年1月1日から金融所得について均一税率による課税が実施されている。すべての金融所得(例えば受取利子、配当、有価証券譲渡益等)は、保有期間に関係なく税率26.375%(25%+連帯付加税)にて課税(場合により、追加で教会税が課税)。

(注3) 課税関係は、株式、投資信託、公社債等の受益証券(以下、「株式等」とします)の取得日が以下のいずれに該当するかによって異なる。

(1) 2009年1月1日以後

2009年1月1日以後に取得された株式等の処分に係るキャピタルゲインは、均一税率により課税。個人投資家については、原則として26.375%(25%+連帯付加税)の均一税率が適用され、さらに教会税が8%または9%の税率で課される場合には、適用税率は28%となる。投資家が株式等発行人の発行済株式等の1%超を保有する場合には、株式の処分によるキャピタルゲインは当該投資家の個人所得税の税率により課税。

(2) 2008年12月31日以前

2008年12月31日以前に取得され、1年以上保有された株式等の売却により生じたキャピタルゲインは課税されない。

(注4) 原則として、2009年1月1日以後に取得された有価証券に係る売却損益に対する課税は、源泉徴収義務者である証券保管銀行にて源泉徴収により行われる。原則として、損失は無期限の繰越しおよび一定の条件の下で同一事業年度内の繰戻しが認められる。

(注5) 連帯付加税: $25\% \times 5.5\% = 1.375\%$

<Appendix 4-3>

ドイツにおける主な金融商品に対する非居住者の課税関係(概要)^(注1)

2019年3月現在

(注5)		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	原則、非課税(注2)	-	-
公社債	利付債	原則、非課税(注2)	原則、非課税(注2)	課税される場合を除いて、控除不可
	ゼロクーポン債	原則、非課税(注2)	原則、非課税(注2)	課税される場合を除いて、控除不可
株式		配当(注3) [25% 源泉税 + 1.375% 連帯付加税 = 26.375%]	原則、非課税(注3)	原則、控除不可(注3)
投資信託等		分配金は、その源泉ごとに分類される: 利子 [25% 源泉税 + 1.375% 連帯付加税 = 26.375%](注2、4) 配当 [25% 源泉税 + 1.375% 連帯付加税 = 26.375%](注4)	原則、非課税	課税される場合を除いて、控除不可

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) 店頭取引により生じたものおよび国内の不動産または船舶を担保としたローンに係るものを除く。利札、社債および株式等の譲渡益が店頭取引による売買より生じた場合には課税される。

(注3) 租税条約により課税範囲は限定されている(株式処分により生ずるキャピタルゲインは、持株比率が1%以上の場合のみ課税)。

(注4) 源泉徴収は、証券保管銀行を通じて投資を行っている場合のみ行われる。また、国内投資信託等に係る分配金に対してのみ課税される。

(注5) 連帯付加税: $25\% \times 5.5\% = 1.375\%$

<Appendix 4-4>

ドイツにおける主な金融商品に対する外国法人の課税関係(概要)^(注1)

(外国法人がドイツで設立または経営されていないと理解しています。)

2019年3月現在

(注5)		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	原則、非課税(注3)	-	-
公社債	利付債	原則、非課税(注3)	原則、非課税(注3)	原則、非課税(注3)
	ゼロクーポン債	原則、非課税(注3)		
株式		配当(注2) [25% 源泉税 + 1.375% 連帯付加税 = 26.375%]	持株比率が1%以上の場合、限定的に課税	-
投資信託等		分配金は、その源泉ごとに分類される: 利子 [非課税](注4) 配当 [25% 源泉税 + 1.375% 連帯付加税 = 26.375%](注2、4)	株式の処分より生ずるキャピタルゲインについては、限定的に課税	株式の処分により生ずるキャピタルロスについては、限定的に課税されるキャピタルゲインと相殺することが可能

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型や、恒久的施設の有無などの納税者の状況等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) 各国との租税条約により、税率が軽減される可能性有。

(注3) 国内の不動産または船舶を担保とした有価証券に係るものについては課税される。

(注4) 実務上、様々な論点を検討する必要があるため、留意が必要である。

(注5) 連帯付加税: $25\% \times 5.5\% = 1.375\%$

<Appendix 4-5>

ドイツにおけるデリバティブの課税関係(概要)^(注1)

(2019年3月現在)

	課税関係
所得分類	
株式先物、インデックス先物、株式先渡、株式オプション、CFD取引、金利先物、カバードワラント、商品先物、商品先渡、	金融所得として課税
FX取引	(通貨の取得から売却までの期間が1年以内の場合) その他所得として課税 (通貨の取得から売却までの期間が1年超の場合) 課税なし
損失の相殺および繰越等	
金融所得	金融所得と相殺※その他の所得との相殺は不可 相殺後の残額は一年前までの繰戻しまたは無期限の繰越可
その他所得	その他所得と相殺※その他の所得との相殺は不可 相殺後の残額は一年前までの繰戻しまたは無期限の繰越可
課税方法(税率等)	
金融所得	25%の均一税率で分離課税
その他所得	19-45%の適用税率で総合課税

(注1) 上記は、原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、所得の源泉、納税者の居住地の税務管轄等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、およびその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

©2019 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

本書において、PwCとは、PwC税理士法人、または、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。